

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 2 月 7 日提出

案件担当 部 課 等	総務部人事課
案件名称	三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営 会 議 以 審 議 した日	—
資料の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>人事に係る議会の議決を要する施策に該当する、標記条例について、下記の事項を基本方針として決定することについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提案の根拠・理由</p> <p>民間労働者の育児休業取得促進等のため、令和 3 年 6 月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国家公務員においても「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」として人事院規則等の改正が予定されている。</p> <p>本市職員においても、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるため、標記条例の一部を改正する。</p> <p>2 条例の内容</p> <p>(1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」の要件を廃止する。 【第 2 条第 3 号及び第 8 条第 2 号関係】</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者に対して、以下の措置を講ずることを義務付ける。</p> <p>ア 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及び育児休業取得の意向の確認のための措置【第 12 条第 1 項関係】</p> <p>イ 育児休業の取得を申し出た職員が不利益を受けないようにするための措置【第 12 条第 2 項関係】</p> <p>ウ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置【第 13 条関係】</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>	
<p>現状と課題</p> <p>民間及び公務員における育児休業等に係る法令の整備状況等を踏まえ、育児を行う職員が働きやすい環境を整えるため、所要の改正を行う必要がある。</p>	

案件担当部課等の見解

国家公務員における育児休業等の制度に準じた措置を講ずるため、本件条例の改正を行うこととしたい。

審議決定後は、令和4年第1回定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

備考 説明員 浅岡人事課長 三橋人事課人事GL